

介護報酬の改定について

令和3年4月に介護報酬の改定がありましたので、介護保険と医療保険の関係について解説します。

介護保険優先の原則

- ① 訪問診療の実施に当たり患者の介護保険の認定状況を確認しなければなりません。介護保険認定者は介護保険優先の原則により、医療保険と重複する場合は介護保険で請求する必要があります。
- ② 居宅系の要介護者（要支援1・2、要介護1～5の認定者）に対して訪問診療を行った場合の歯科医師、歯科衛生士が行う指導管理は、**居宅療養管理指導費**や**介護予防居宅療養管理指導費**として原則、介護保険にて請求します。

居宅療養管理指導費

居宅系の患者に対し算定します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護（ショートステイ）・介護老人保健施設の入所患者と介護医療院・介護療養型医療施設・病院の入院患者には算定できません。

	歯科医師による（月2回を限度）	歯科衛生士による（月4回を限度）
単一建物居住者が 1人	516 単位	361 単位
単一建物居住者が 2～9人	486 単位	325 単位
単一建物居住者が 10人以上	440 単位	294 単位

提供文書



- ① ケアマネジャーに居宅サービス計画策定等に必要な情報提供をする。
(メール、FAX等でも可)
- ② 利用者または家族等に居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導と助言を行う。

- ・歯科医師に指示の下、1対1で20分以上実地指導を行う。
- ・歯科医師の訪問日より3か月間は歯科衛生士の単独訪問でも可。
- ・歯科医師と共同で管理指導計画を作成する。
- ・利用者、家族等に情報提供と指導・助言を行う。

歯科医師から介護支援専門員に適時に必要な情報が提供され、ケアマネジメントに活用されるようにする観点から、算定要件である介護支援専門員への情報提供について、様式の見直しが行われました。

- 別紙様式2 都道府県が指定する指定居宅介護支援事業所向け診療情報提供書（歯科医師）
- 別紙様式3 歯科衛生士による居宅療養管理指導に係るスクリーニング・アセスメント・管理指導計画（要支援・要介護 共通）を参照

医療保険と介護保険の給付調整（介護保険で給付される療養は医療保険では算定できません）

診療報酬点数表の項目	医療保険での算定
訪衛指	在宅の患者が要介護者・要支援者の場合には算定不可
在宅患者連携指導料	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	
歯管	同一月に歯科医師による（介護予防）居宅療養管理指導費が算定されている場合には算定不可
歯在管※1	
特疾管	
訪問口腔リハ※2	
情（I）の（注2）	
情（I）の（注6）	

※1 歯科医師による（介護予防）居宅療養管理指導費を算定した場合は、「歯在管」を算定したものとみなされます。ただし、文書提供加算、在宅総合医療管理加算、栄養サポートチーム等連携加算1・2は算定できません。（SPT等の算定は可）

※2 「訪問口腔リハ」は算定できませんのでご注意ください。

重要！

- 在宅の患者が介護認定を受けている場合には、訪衛指は算定できません。
- 居宅系以外の入所患者・入院患者には居宅療養管理指導費は算定できず、訪衛指は算定できます。

要介護者・要支援者についての算定の可否

	居宅（入院外の患者）	入所患者		入院患者	
	自宅 有料老人ホーム 軽費老人ホーム グループホーム ケアハウス 養護老人ホーム サービスつき高齢者むけ住宅 マンションなどの集合住宅 小規模多機能型居宅介護（宿泊） 認知症対応型共同生活介護 複合型サービス（宿泊）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	病院
居宅療養管理指導費	○	×	×	×	×
歯管 歯在管 特疾管 訪問口腔リハ 情（I）の注2 情（I）の注6	同一月に歯科医師による（介護予防）居宅療養管理指導費が算定されている場合は不可	○	○	○	○
訪衛指	×	○	○	○	○

※ 介護医療院（平成30年4月より創設）では居宅療養管理指導費は算定できません。

歯科訪問診療 算定例 (施設基準 歯訪問 届出済)
居宅 介護認定あり

傷病名

$\overline{3+3}$ P、 $\overline{7-7}$ / $\overline{7-4}$ $\overline{4-7}$ 義歯不適

日付	部位	処置内容	点数
5/13		歯科訪問診療 1 13:05~13:27 自宅	1,100
		後遺症により半身不随 (要介護4)	
		歯科外来感染症対策実施加算	5
		訪補助 DH〇〇 同行	90
	$\overline{3+3}$	歯周基本検査 (検査結果は別紙)	
	$\overline{7+7}$	歯リハ1 (有床義歯の場合・困難)	124
		訪問診療計画 (記載省略)	
		居宅療養管理指導費 (歯科医師) 1回目	516 単位
		義歯の清掃の意義を介護者に説明。口腔ケアプランに	
		反映させるようケアマネージャーに連絡。	
		居宅療養管理指導費 (歯科衛生士) (13:29~13:49) 1回目	361 単位
		根面部のブラッシングの指示 口腔機能体操練習	

介護保険に係わる部分は枠
で囲むなどして明確に区分

レセプト「摘要」欄

- ▶ 患者が要介護者(要支援者)の場合に、介護保険に相当するサービスのある診療を行った場合
介 と記載
- ▶ 歯科医師による居宅療養管理指導費または介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合
(介護予防) 居宅療養管理指導費、(介護予防) 居宅療養管理指導費算定年月日 ; (元号) 〇年〇月〇日 と記載
- ▶ 居宅療養管理指導費または介護予防居宅療養管理指導費を算定していない月に、歯在管の算定が必要な区分を算定した場合
(介護予防) 居宅療養管理指導費前回算定年月日 ; (元号) 〇年〇月〇日 と記載

介護保険の請求

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年4月~9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。

※ 月の合計単位数の 1/1000 で算定します。

【販売名変更のお知らせ】 歯科用抗生物質製剤（歯周炎治療薬）ペリオフィール歯科用軟膏 2%

旧販売名	新販売名
ペリオフィール歯科用軟膏 2%	ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏 2%「昭和」

※ 旧販売名の経過措置期間 2021年9月30日

新販売名の出荷予定時期 2021年4月初旬

注意 2021年10月1日以降は旧販売名の製剤でも有効期限内であれば使用できますが、請求は新販売名で行う必要があります。

▶ 薬価と点数は変更ありません。

ミノサイクリン塩酸塩 歯科用軟膏 2%「昭和」	薬価	1 シリンジの点数	2 シリンジの点数
	10mg 0.5g 1 シリンジ 406.9 円	41 点	81 点

● 「ペリオクリン」は名称、薬価、点数に変更はありません。

ペリオクリン 歯科用軟膏	薬価	1 シリンジの点数	2 シリンジの点数
	10mg 0.5g 1 シリンジ 609.2 円	61 点	122 点

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の
臨時的な取扱いについて（その35）に係る略称について

全体の「その他」欄に項目（略称）、点数、回数を記載の上、請求します。

項目	点数	略称
乳幼児感染予防策加算	55 点	新型コロナ特例
歯科外来等感染症対策実施加算	5 点	「コロナ予防」もしくは「歯感防」
新型コロナ歯科治療加算	298 点	「歯コロナ」もしくは「感染歯科」